

フランスのファミリー・フレンドリー施策について

株式会社グッドバンカー
リサーチチーム

日本の少子化が深刻化する中、低下傾向にあった出生率を回復させた成功例としてフランスの家族政策に注目が集まっています。フランスでは、女性一人あたりが出産する子どもの数が2008年に2人以上となり、欧州全体の平均出生率である1.5人をけん引し、欧州で1位になったと話題を呼んでいます¹。2008年の出生数は80万人を超え過去30年で最高となり、フランスのファミリー・フレンドリー施策が成功したことを示す結果となりました。一方、厚生労働省によると、日本の2007年の出生数は108万9,818人となり、前年より2,856人減少しています²。合計特殊出生率は1.34となり、6年ぶりに上昇した前年の1.32を上回りましたが、フランスとは依然として大きな開きがあります。

欧州のなかで子育てにお金のかからない国といわれているフランスでは、母親の妊娠期間から子が18歳になるまで、実に様々な支援体制を整えています。妊娠8ヶ月以降は医療費が全て無料となり、子どもの数に応じて16~46週間の有給の出産休暇制度が設けられています。さらに、子が3歳になるまで両親のどちらか一方が育児休業を取得することができ、政府から休業手当を支給され、同じ雇用主のもとでの復職が保障されています。また、母親たちが働くことを奨励し、それに伴うサービスや制度、手当等を充実させています。働く母親たちが安心して預けられる託児所や保育所の提供に加えて、自宅で子どもを預かる認定保育ママ³や保育所等を利用した費用の一部には保育料補てんや所得税の税額控除があります。その上、家族が増えるほど税額が低くなる仕組みにもなっており、子どもが3人以上になると優遇措置が拡大する点も特徴的です。公共交通機関や文化イベント、美術館・博物館から買い物にいたるまで様々な割引が適用され、家族に負担をかけずに学び暮らせる環境を提供しています。家族だけでなく、政府、企業そして地域社会が子育てを積極的に支援する姿勢が見られます。

ファミリー・フレンドリー施策は、制度を構築するだけでは成り立ちません。企業や地域社会に属する人々の理解と支援も重要であると考えられます。フランスとは国の状況、歴史、文化が違う日本ですが、少子化という問題に様々な形で取り組むフランスの姿勢から学べることは多く、企業においても育児支援施策の充実とともに、社員一人ひとりの理解浸透と子育てを応援する職場づくりに取り組むことが求められているといえるでしょう。

¹ 2009年1月13日AFP通信「France leads Europe in birth rates」

² 2008年9月3日厚生労働省「平成19年人口動態統計（確定数）の概況」

³ 在宅での保育サービスを提供する者のうち、一定の要件を備えた者を登録する制度